

平成 22 年 7 月

ご投資家の皆様へ

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

**シュローダー・BRICS通貨ファンド  
信託の終了（繰上償還）予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「シュローダー・BRICS通貨ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の運用を平成 20 年 4 月 28 日に開始し、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行って参りましたが、設定以来、当ファンドの純資産総額は減少傾向にあり低迷が続いております。今後もこの様な状況が継続した場合、投資信託約款に定められた運用の基本方針に則った運用の継続が困難になることが懸念されます。

純資産総額が低迷している背景には、一昨年世界的な金融市場の混乱などを受けて当ファンドの基準価額が下落したことに加え、足元、景気を持ち直し傾向が続くものの、本格的な投資家心理の回復には至っていないことなどが挙げられます。

そこで、上記のような事情を鑑み、設定後約 2 年という状況ではございますが、今後、当ファンドの純資産総額の大幅な改善を期待するのは困難であり、弊社と致しましては、信託契約を解約しお預かり致しました運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断致しました。

また、平成 22 年 4 月 30 日現在、当ファンドの受益権総口数は 180,020,261 口となり、投資信託約款第 49 条第 8 項の規定に定められた信託契約の解約の基準である口数の 25 億口を大きく下回っていることから、信託契約を解約し繰上償還を行うことは相当であると考えております。

この信託の終了につきましては、法令の定めに基づき書面による決議をもって実施する予定です。何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 繰上償還の手続および日程

受益者数および受益権口数の確定日	平成 22 年 7 月 2 日
議決権行使期間	平成 22 年 7 月 2 日から平成 22 年 7 月 26 日まで
書面による決議の日	平成 22 年 7 月 27 日
反対受益者の買取請求期間	平成 22 年 7 月 28 日から平成 22 年 8 月 16 日まで
信託終了（繰上償還）予定日	平成 22 年 8 月 31 日

受益者数および受益権口数の確定日（平成 22 年 7 月 2 日）現在の当ファンドの受益者は、平成 22 年 7 月 2 日から平成 22 年 7 月 26 日までの期間に、自己の保有する受益権の口数に応じてシュローダー証券投信投資顧問株式会社に対して当ファンドの繰上償還（以下、「本議案」）といひます。）に対して書面をもって議決権を行使することができます。

当ファンドは申込日の翌営業日を約定日としておりますので、平成 22 年 6 月 30 日分のお申込みを反映した受益者数および受益者が保有する受益権口数について、議決権が付与されます（7 月 1 日以降のお申込みによる取得、および 6 月 30 日以前のお申込みによる解約については本議案に対する議決権はございません。）。

本議案は、平成 22 年 7 月 2 日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成をもって可決されます。本議案が可決された場合は、平成 22 年 8 月 31 日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。

また、当該書面決議により本議案が否決された場合は、当ファンドの信託の終了（繰上償還）の手続きは行いません。この場合には、当ファンドの信託契約を継続する旨を当決議の日後、速やかに当ファンドの受益者の皆様にご連絡いたします。